

令和2年（2020年）4月15日

町民及び滞在者の皆様へ

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山村 弘

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた重要なお願い

新型コロナウイルス感染症について、長野市で濃厚接触者が特定できない事例が発生し、県では4月14日、当町を含む長野圏域に対し「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令しました。これを受け、町対策本部から皆様や皆様のご家族などの健康を守るため、これまでの感染防止の取り組みとともに、特に以下の点について重点的に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

1 人との接触機会を極力減らしてください

- ・ 人混みを避け、意識して人との接触機会を極力減らしてください。また、人と一緒にいるときはできるだけ2m程度の距離をとるよう、職場等でも座席の間をできるだけ広くとるなどの取り組みを行ってください。

2 風邪症状があれば自宅に留まり、医療機関での感染を出さないようご協力ください

- ・ 風症等の症状がある方は、定期的な検温などの健康観察を行うとともに、外出や他の人との接触を避けてください。医療機関を受診する場合はいきなり行くことをせず、保健所やかかりつけ医に事前に電話で相談のうえ受診してください。

3 感染リスクが高い場所への出入りを避けてください

- ・ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避ける行動を徹底してください。感染リスクが高いと考えられる接客を伴う飲食店などへの出入りは自粛くださるようお願いいたします。

4 「緊急事態宣言」対象地域への往来は基本的に行わないでください

- ・ 「緊急事態宣言」が発令された地域や感染が拡大している地域との往来は、基本的に行わないでください。また往来後は、14日間健康観察を行い、不要不急の外出はしないでください。
- ・ ご家族等が「緊急事態宣言」の対象地域にお住まいの場合も、大変ご心配なことは思いますが、連絡を取り合い帰省などはせずにご自宅に留まるようお願いしてください。

5 重症になりやすい人を守ってください

- ・ 病院や高齢者施設、障がい者施設では、入院患者や利用者の安全を守るため、お見舞いや面会は症状のない方を含め控えてください。

6 冷静な行動をお願いします

- ・ 感染者や医療従事者、緊急事態宣言の対象地域から来られた方などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、配慮ある冷静な対応と行動をお願いします。

坂城町保健センター

電話 0268-82-3111（内線 511）

電話（直通）0268-75-6230

F A X 0268-82-3164

E-mail hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係

電話 0268-82-3111（内線 212）

電話（直通）0268-75-6210

F A X 0268-82-8307

E-mail soumu@town.sakaki.nagano.jp